

局再編に伴う予算・決算特別委員会局別審査について

1 所管局

○第一特別委員会：経済、港湾、こども青少年、教育委員会、健康福祉、病院経営、建築、都市整備、道路

○第二特別委員会：政策、総務（行政委員会）、財政、市民、文化観光、消防、環境創造（温暖化統括）、資源循環、水道、交通

※□：今回新たに設置された局

※□：1日審査局 ※局再編後の新局及び局名を反映

2 審査日程(決算審査)

○現行のとおり審査方法(局再編後)

	設置	初委員会	視察	総合審査	局別審査										採決	
日程	第1日	第2日	第3日	第4日	第5日	第6日	第7日	第8日	第9日	第10日	第11日	第12日	第13日	第14日	第15日	
第一委	第3回定例会議決日	設置日の本会議終了後時間差開催	同時に1日間実施	連合審査会	こ青		建築		健福		経済		都整			同日時間差開催
第二委					教育	病院	総務	文観	環境	資源	交通					
						政策		市民		消防		水道	財政			

※局別審査の局順番及び組合せは例示です。また、現行の審査方法に局再編を反映させたため、第二特別委員会の局別審査が6日間となります。

3 局再編に伴う局別審査の課題

従来の予算・決算特別委員会局別審査は、第一特別委員会が9局（4常任）を、第二特別委員会が8局（4常任）を所管し、それぞれ5日間の日程で局別審査を実施していた。

今回の局再編に伴い、新たに財政局、文化観光局が設置されたことにより、従来の審査方法で実施した場合は、第二特別委員会の所管局が、8局から10局となり、局別審査の日数が6日となる。

このため、1日審査局などの審査方法について協議する必要がある。

予算・決算特別委員会局別審査の変更案

●変更案の考え方

- ・現行の予算・決算第一、第二特別委員会の所管局(4常任)は変更しない。
- ・局別審査は、予算・決算第一、第二特別委員会それぞれ5日間とする。

●変更点

予算・決算第二特別委員会の政策局及び環境創造局の審査を1日審査から半日審査へ変更する。

決算審査	設置	初委員会	視察	総合審査	局別審査										採決
日程		第1日	第2日	第3日	第4日	第5日	第6日	第7日	第8日	第9日	第10日	第11日	第12日	第13日	第14日
第一委	第3回定例会議決日	設置日の本会議終了後時間差開催	同時に1日間実施	連合審査会	こ青		建築		健福		経済		都整		同日時間差開催
第二委					教育		病院		市民		消防		港湾		
						政策		市民		消防		環境		資源	
						水道		文観		総務		交通		財政	

※局別審査の局順番及び組合せは例示です。

運営理事会（7月7日）協議結果

○予算・決算特別委員会の局別審査

<p>(全会一致)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予算・決算第一、第二特別委員会の所管局（4常任）は変更しない。 ・予算・決算第一、第二特別委員会それぞれ5日間とする。 ・予算・決算第二特別委員会の政策局及び環境創造局の審査を、1日審査から半日審査へ変更する。
--

○市会運営委員会申し合わせ・確認事項の一部改正

(全会一致)

※下線部は改正箇所

現 行	改 正 後
<p><u>予・決算特別委員会</u></p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 委員会審査について 委員会審査は、総合審査と局別審査に分けて実施する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 局別審査について</p> <p>ア 各委員会の局別審査は、それぞれ5日間とし、その日程は各委員会均等となるように交互に実施する。</p> <p>イ 財政局及び会計室の審査は2委員会を通じて最終日に実施する。</p> <p>ウ <u>政策局、健康福祉局及び環境創造局の審査はそれぞれ1日1局とする。</u></p>	<p><u>予・決算特別委員会</u></p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 委員会審査について 委員会審査は、総合審査と局別審査に分けて実施する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 局別審査について</p> <p>ア 各委員会の局別審査は、それぞれ5日間とし、その日程は各委員会均等となるように交互に実施する。</p> <p>イ 財政局及び会計室の審査は2委員会を通じて最終日に実施する。</p> <p>ウ <u>健康福祉局の審査は1日1局とする。</u></p>